

○倉敷市交際費の執行に関する要綱

平成 16 年 12 月 2 日

告示第 619 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、倉敷市交際費の適正な執行のため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) お供え 市政に貢献された方及びその親族に対する香料等に係る支出をいう。
- (2) お見舞い 市政に貢献されている方の病気等に対する見舞いに係る支出をいう。
- (3) 会費 市政運営上必要な外部の会議、会合、研修会等への出席に係る支出をいう。
- (4) お祝い 団体及び個人に対する金品等の贈呈に係る支出をいう。

(支出基準)

第 3 条 市長は、交際費の支出に当たっては、社会通念上妥当と認められる範囲で、必要最小限の支出に努めるものとし、別表に定める基準により支出するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(その他)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成 19 年 7 月 24 日告示第 413 号)

この要綱は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

一般的な支出金額の基準

支出区分 対象者 対象者との続柄 支出金額

お供え(香料) 行政委員会委員 本人 1 万円

国会議員、県議会議員、市議会議員並びに関係市町村の市長及び副市長 本人 3 万円

配偶者及び一親等親族 1 万円

元市議会議員 本人 1 万円

市に対する多大な貢献者 本人 3 万円以内

お供え(生花) 市に対する多大な貢献者 本人 2 万円以内

お見舞い 国会議員、県議会議員、市議会議員、関係市町村の市長及び副市長並びに市に対する多大な貢献者 本人 1 万円以内

会費 地域組織の団体等 会費の額

お祝い 地域組織の団体及び個人 1 万円以内